

国家公務員の退職手当の見直しについて

平成二十四年五月二十九日（火）閣議
総務大臣 発言要旨

一 国家公務員の退職手当の見直しについては、本年三月に示された人事院の退職給付に係る官民比較調査結果及び見解を受けて検討を進めてきたところであり、また、副総理の下に開催されている「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」において、先週、当面の退職者について官民較差（平均四百二万六千円）の全額を一時金である退職手当の支給水準引下げにより調整することなどを内容とする「中間的な議論の整理」が示されたところです。

二 今後、この「中間的な議論の整理」の内容を踏まえ、退職手当の見直しに係る具体的な立案作業を進めるとともに、職員団体との話し合いを開始することとしますので御報告いたします。